（十）　法第212条第３項の規定が適用されることとなる者に関する事項

防災建築施設の部分を与えられない者		防災施設建築物の一部について賃借権を与えられない者		防災施設建築物の一部について配偶者居住権を与えられない者		防災建築施設の部分を与えられない者の宅地（指定宅地を除く。）、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられない者の借家権の目的となっている施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物										宅地（指定宅地を除く。）、借地権、建築物又は借家権の価額				
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	氏名	住所	宅地			借地権		建築物					宅地の価額	借地権の価額	建築物の価額	借家権の価額	計
						所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となっている宅地の所在及び地番	借地権の目的となっている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積					

1　法第91条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払方法

（十一）・（十二）　（略）

（十三）　施行者の取得する防災建築施設の部分及び施行者の取得する防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者に関する事項

| 防災施設建築物の一部 | | | | | | | | | | | 防災施設建築敷地の共有持分 | | 防災施設建築物の一部について賃借権を与えられることとなる者 | | 防災施設建築物の一部について配偶者居住権を与えられることとなる者 | | | 標準家賃の概算額 | 概家賃以外の借家条件の要 | 防帰災施設建築の部分の属 | 管理及び処分の方法 | | | | 備考 |
|---|
| 専用部分 | | | | | | 共用部分の共有持分 | | | | | | | | | | | | | | | | 譲渡又は賃貸の別 | 決定方受人又は賃借人の法 | その他 | |
| 棟 | 階 | 番号 | 床面積 | 用途 | 明細 | 廊下 | 階段 | 昇降機 | その他 | | 敷地の区分所有建物 | 共有持分 | 氏名又は名称 | 住所 | 氏名 | 住所 | 配偶者居住権の存続期間 | | | | | | | |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

（十四）　（略）

（十）　法第212条第３項の規定が適用されることとなる者に関する事項

防災建築施設の部分を与えられない者		防災施設建築物の一部について借家権を与えられない者		防災建築施設の部分を与えられない者の宅地（指定宅地を除く。）、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられない者の借家権の目的となっている施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物										宅地（指定宅地を除く。）、借地権、建築物又は借家権の価額						
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	宅地			借地権		建築物					宅地の価額	借地権の価額	建築物の価額	借家権の価額	計		
				所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となっている宅地の所在及び地番	借地権の目的となっている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積							

1　法第91条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払方法

（十一）・（十二）　（略）

（十三）　施行者の取得する防災建築施設の部分及び施行者の取得する防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者に関する事項

防災施設建築物の一部											防災施設建築敷地の共有持分		防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者		標準家賃の概算額	概家賃以外の借家条件の要	防帰災施設建築の部分の属	管理及び処分の方法				備考
専用部分						共用部分の共有持分													譲渡又は賃貸の別	決定方受人又は賃借人の法	その他	
棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他		敷地の区分所有建物	共有持分	氏名又は名称	住所								

（十四）　（略）

第三種郵便物認可　令和二年五月三十一日